

【参考資料】トップランナー方式の検討対象業務(図書館管理等5業務)について

検討対象業務	業務改革の内容	今後の方針
◇図書館管理	指定管理者制度導入	<p>以下の地方団体の意見等を踏まえ、<u>トップランナー方式の導入を見送ることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館・博物館等) ・ 地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある。(公民館) ・ 子育て支援機関として重要な役割を有しており、保育所、学校その他の機関との連携が重要である。(児童館等) ・ 専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。 ○ 関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。 ○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。 ○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。
◇博物館管理		
◇公民館管理		
◇児童館等管理		
◇窓口業務 (戸籍業務、 住民基本台帳業務、 税証明業務、 福祉業務等)	総合窓口・ アウトソーシング の活用	<p>地方団体において、以下の政府の取組を注視している等の意見があり、今後の業務改革の進捗状況等を踏まえて検討する必要があることから、<u>平成29年度の導入を見送り、引き続き検討する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定である。 ○ 第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。